

TAX LAW NEWSLETTER

2015 年 11 月号 (Vol.15)

株式有利発行に伴う引受人への受贈益課税の検討 ー近時の裁判例も踏まえてー

- I. はじめに
- II. 東京高裁平成 22 年 12 月 15 日判決
(税務訴訟資料 260 号順号 11571)
- III. 東京地裁平成 27 年 9 月 29 日判決
(判例集未掲載)
- IV. 実務上のポイント

森・濱田松本法律事務所
弁護士 小島 義博
TEL. 03 5220 1805(東京)
052 446 8650(名古屋)
yoshihiro.kojima@mhmjapan.com
弁護士 小山 浩
TEL. 03 6266 8589
hiroshi.oyama@mhmjapan.com
弁護士 高橋 悠
TEL. 03 6266 8954
yu.takahashi@mhmjapan.com

I. はじめに

日本企業が海外に子会社・関連会社を設立する場合に、現地の外資規制の関係で現地資本を株主として参画させた場合、その後、運転資本が必要になったり、場合によっては外資規制が撤廃された等の理由で、日本企業のみが当該海外子会社・関連会社に対して増資を行うことは珍しくありません。このような海外子会社・関連会社に対する増資に関し、最高裁は、平成 24 年 5 月 8 日、日本企業がタイ子会社から株式の有利発行を受けたとして受贈益課税を行った更正処分は適法であると判断した東京高裁平成 22 年 12 月 15 日判決を維持しました。かかる最高裁の決定を契機に、近時、我が国の課税当局が海外子会社・関連会社の新株発行を受けた日本企業に対して受贈益課税を行う事案が相次いでいるようです。

また、平成 27 年 9 月 29 日には、タイ子会社株式の新株発行を受けた日本の商社に対する受贈益課税が争われた別の事案において、東京地裁は、更正処分が適法であるとの判決を出しました。

本稿では、上記二件の裁判例の内容を紹介し、これらの裁判例を踏まえた実務上の留意点について解説します。

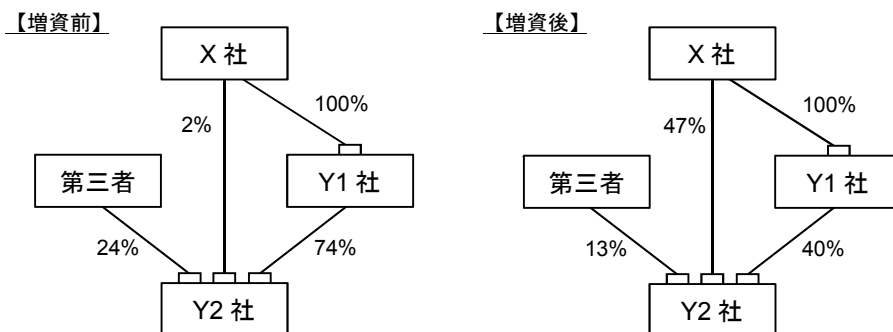
II. 東京高裁平成 22 年 12 月 15 日判決(税務訴訟資料 260 号順号 11571)

1. 事案の概要

総合商社である日本企業 X 社は、(i)自己がその発行済株式総数の 100%を保有する

TAX LAW NEWSLETTER

タイ子会社 Y1 社、及び、(ii)自己がその発行済株式総数の約 2%、Y1 社がその発行済株式総数の約 74%を保有するタイ子会社 Y2 社（Y2 社の残りの株式は第三者によって保有されていました。）を有していました。X 社が Y2 社から新株を額面価額で引き受け、Y2 社の発行済株式総数の約 47%を保有するに至ったところ、課税当局が、当該新株発行は有利発行に該当するとして X 社に対して受贈益課税を行いました（なお、解説のため資本関係等の事実関係を一部簡略化しています。）。



2. 争点

まず、法人税法上、新株の有利発行がなされた場合の課税関係について、発行法人において新株発行は資本等取引（法人税法 22 条 5 項）に該当し、その所得に影響はありません。また、既存株主において、新株発行は発行法人と引受法人との間の取引であり、既存株主は取引当事者ではないことから、既存株主が課税されることは原則としてありません（ただし、一定の場合には既存株主と引受人との間に「取引」が存在すると認定されて、既存株主にも益金が生じ得ることについて、後記(1)「オウブンシャホールディング事件」参照）。他方で、引受法人においては、払込価額と時価の差額が概ね時価の 10%以上であれば有利発行とされ、この場合には、時価と払込価額の差額につき、受贈益課税を受けると考えられています。

東京高裁平成 22 年 12 月 15 日判決（以下「H22 東京高判」といいます。）においては、新株発行における引受人の課税関係について、主として、次のような争点が提起されました。

- ①新株発行において、株式の時価と払込価額との差額が法人税法 22 条 2 項の「益金の額」を構成するか
- ②本件新株発行が有利発行に該当するか

争点①は、法人税法 22 条 2 項が「取引」により益金が生じる旨を定めていることから、新株発行において、引受人と既存株主との間に「取引」、すなわち、資産価値の移転に関する合意が必要であるか、という問題です。

争点②は、Y2 社の発行した株式の時価算定方法の問題（時価算定の基準時となる「発行価額を決定した日」はいつか、いつの時点の計算書類で時価を算定するか）と、

TAX LAW NEWSLETTER

既存株主が有利発行によって受ける希薄化損失を考慮して有利発行か否かを判断してよいか、という問題があります（その他、X社からいくつかの論点が提起されていますが、本稿との関係では省略いたします。）。

3. 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり、X社の主張を退けて、国の主張を認める判決を出しています。

(1)争点①（新株発行における法人税法 22 条 2 項の「取引」の意義）

まず、株式有利発行に伴う既存株主と引受人間の資産価値の移転が問題とされた重要な先例である最判平成 18 年 1 月 24 日・判タ 1203 号 108 頁（オウブンシャホールディング事件）は、既存株主がその保有する発行会社株式に表章された同社の資産価値を引受人との合意に基づいて引受人に移転したことを認定し、このことを理由に当該資産価値の移転が「取引」（法人税法 22 条 2 項）に該当すると判示したうえで、移転した資産価値を既存株主の益金の額に算入することを認めました。X社は、かかる最判を根拠として、本件において、X社とY2社の既存株主との間に資産価値の移転に関する合意はないことから、「取引」は存在せず、法人税法 22 条 2 項は適用できないと主張しました。

これに対して、H22 東京高判は、上記最判の事案とは異なり、引受人と発行会社との間に「取引」が存在することは明らかであるとし、このことの帰結として、既存株主に対する課税が問題となる場面とは異なり、引受人に対する受贈益課税が問題となる場面では、既存株主と引受人との資産価値の移転に関する合意は要求されないと判断しました。

なお、法人税法 22 条 2 項は「取引…に係る収益の額」が益金を構成すると定めているところ、H22 東京高判は、上記のとおり引受人と発行会社が取引の当事者であると判示しました。そうだとすると、取引の相手方ではない既存株主から引受人へ資産価値が移転した場合であっても、「取引…に係る収益」に該当するかが問題となりえます。この点について、H22 東京高判は、「取引に係る収益」という文言が「取引に関係した基因から生ずる収益」を意味すると解釈し、引受人が有利発行により経済的利益を得ていれば、当該経済的利益は収益として益金を構成すると判示しています。

(2)争点②（本件新株発行が有利発行に該当するか）

ア 時価算定の基準時となる「発行価額を決定した日」はいつか

本件において、X社は、社長室会が額面価額で新株発行を行うことを決定した日が「発行価額を決定した日」とであると主張しました。しかし、H22 東京高判は、タ

TAX LAW NEWSLETTER

イ法及び Y2 社の付属定款上、株主総会の特別決議を経なければ株式を発行できず、実際にも新株発行が Y2 社の臨時株主総会の決議を経て行われている以上、新株発行を決議した「臨時株主総会の日」が「発行価額を決定した日」とであると判示しました。

イ 時価算定の根拠となる決算書は確定決算書によるべきか

さらに、本件において、X 社は時価の算定にあたっては期末に作成された確定決算書の数字を用いるべきであると主張しました。しかし、H22 東京高判は、四半期ごとに作成される財務諸表も正確性は担保されており、経済情勢の変動等の影響を正確に反映させるため、むしろ直近の四半期決算書等の数値に基づいて時価を算定するのが相当とした原審の判断を維持しました。

ウ 既存株式に希薄化損失が生じるところ、その額を課税上考慮すべきか

また、本件において X 社は、有利発行に際して既存株式に希薄化損失が生じるところ、その額を控除すべきであると主張しました。しかし、H22 東京高判は、実現主義に照らして含み益の減少は課税上考慮できないという理由によりかかる主張を排斥した原審の判断を維持しました。

4. まとめ

H22 東京高判によれば、有利発行であるか否かの判断のため時価を算定するに際しては、原則として会社法上の意思決定時を「発行価額を決定した日」と考えたうえで、確定した決算ではなく、正確性が担保されていることを前提に、その直前の四半期決算書等の数値を用いるべきことになります。そして、新株が有利発行されれば、引受人と既存株主との間の資産価値の移転に関する合意の存否を問わず、また、引受人の保有する既存株式の希薄化損失を考慮することなく、当該有利発行による経済的利益すなわち時価と払込価額の差額が、引受人の益金を構成することになります。

Ⅲ. 東京地裁平成 27 年 9 月 29 日判決（判例集未掲載）

1. 事案の概要

商社である日本企業 A 社は、タイ法人である B 社の発行済株式総数の 29%を保有していましたが、A 社は、B 社の新株を額面価額 1000 パーツの 25%に相当する額である 250 パーツを当初の 1 株当たりの払込価額として引き受け¹、B 社の発行済株式

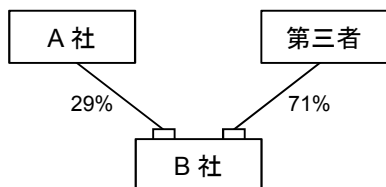
¹ 本裁判例によれば、タイ国民商法典では、「金銭により支払われるべき株式について株式募集書に従い

TAX LAW NEWSLETTER

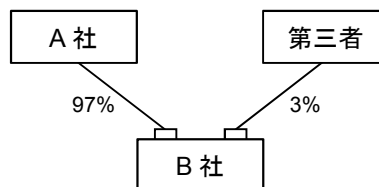
総数の 97%を保有するに至ったところ（以下「本件増資」といいます。）、課税当局は、当該株式の 1 株当たりの時価が 3 万 2461 パーツであり当該時価と払込価額 250 パーツの差額 3 万 2211 パーツは時価の 10%相当額以上であるから当該新株発行は有利発行に該当するとして、A 社に対して受贈益課税を行いました。

なお、B 社の A 社以外の株主が有する株式は、これらの株主と A 社の間の株主間契約に基づき、一定の場合に A 社が取得価額により買い取ることが保証されており、B 社の業績に関係なく A 社から一定の支払いを受けるものとされ、その代わり配当受領権が放棄されていた上、A 社の意向に反した第三者への譲渡が制限されていました（なお、解説のため一部事案を簡略化しています。）。

【増資前】



【増資後】



2. 争点

まず、法人税法施行令 119 条 1 項 4 号は、本来的には、有価証券の有利発行が行われた場合の当該有価証券の取得価額を定めています。有価証券の有利発行として益金が発生する場合及びその金額を裏側から定めたものとしても解釈・運用されています。

そして、同号かつ書きは、当該有価証券が「法人の株主等が当該株主等として金銭その他の資産の払込み等又は株式等無償交付により取得をした当該法人の株式又は新株予約権（当該法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権に限る。）」に該当する場合には同号が適用されないことを定めています。

このことから、典型的には株主割当てによる株式の発行が行われ、全株主がその保有する株式数に従い株式を引受けた場合など、同号かつ書きに該当する場合には、有利発行に該当せず、受贈益課税は発生しないことになります。

なお、「他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合」とは、「株主等である法人が有する株式の内容及び数に応じて株式又は新株予約権が平等に与えられ、かつ、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持される場合」をいうと定める法人税基本通達 2-3-8 が存在します。

規定された額の 100 分の 25 を下回らない範囲で払い込ませるもの」とし、「取締役は株主に対し、未払込部分の株式の金額の全てについて、いつでも催告をすることができる」とされています。本件でも、B 社株式一株あたりの発行価額である 1000 パーツのうち、25%分の 250 パーツが当初の払込価額とされましたが、B 社から催告があるまで A 社は残りの 75%分を支払う必要はなく、現に増額更正処分時において残りの 75%分は払い込まれていないことが認定されています。

TAX LAW NEWSLETTER

本件では、主として、A社の保有する株式とA社以外の株主の保有する株式は、内容を異にする株式であるといえるかどうか、及び、A社への新株発行は、法人税法施行令119条1項4号に定める「他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合」に該当するかが争点となりました。

3. 裁判所の判断

東京地裁平成27年9月29日判決（以下「H27東京地判」といいます。）は、まず、A社による、「有利発行と認められる場合における受贈益の額を算出するために用いられる時価（「計算の時価」）」を法人税基本通達2-3-7における10%基準の基準となる時価として用いるのは妥当でないという主張を排斥した上で、法人税法施行令119条1項4号かっこ書きの趣旨を述べた上、法人税基本通達2-3-8の「他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合」に関して以下のとおり判示しました。

(1)法人税法施行令119条1項4号かっこ書きの趣旨

まず、H27東京地判は、法人税法施行令119条1項4号の趣旨に関し、改正前の法人税法施行令119条1項3号の考え方、すなわち、有価証券が「株主等として取得をしたものであって、他の株主に対しても株式が平等に与えられている場合には、株主間の経済的な衡平が図られており、そのような場合、時価と払込価額の差額による利益と既存保有株式の希薄化による損失が等しいと考えられることから、」当該有価証券は有利発行有価証券にはあたらないという考え方を維持していると判示しました。また、法人税基本通達2-3-8も、株主間の経済的な衡平の維持に着目していることから裏付けられるとしています。

具体例でいうと、1株当たりの公正な価値が10、発行済株式総数が15株のβ社（企業価値150）があり、α1社が10株、α2社が5株を有していた場合、β社が1株当たりの発行価額を2として、α1社に10株、α2社に5株を割り当てるとすると、β社の企業価値は180、発行済み株式総数は30株となり、1株当たりの公正な価値は6に減少します。この時、α1社は20を払込むことで60の価値を取得し40の利益を得ていますが（「時価と払込価額の差額による利益」）、もともと保有していた10株の価値が100から60に減少するため（既存保有株式の希薄化による損失）、40の損失が生じます。そのため、α1社については、益金が発生しないということになります。そして、α2社についても同様の計算が成り立ち、株主であるα1社とα2社の間で価値の移転は生じておらず、株主間の経済的な衡平が図られていると評価することができます。

TAX LAW NEWSLETTER

(2)「株式の内容…に応じ」・「内容の異なる株式」の意味

ア 「内容の異なる株式」の意味

続けて、H27 東京地判は、法人税基本通達 2-3-8 にいう「内容の異なる株式」とは種類株式のことを指すと判示しました。この解釈によれば、同通達のもとでは、株式の発行に際して同一の種類株式内で株式が平等に与えられ、かつ、種類株式間で経済的な衡平が維持されていれば、法人税法施行令 119 条 1 項 4 号に準拠する有価証券の時価評価がされないことになります。

イ A 社の保有する株式と A 社以外の株主の保有する株式は異なる種類株式か

A 社は、上記「1. 事案の概要」で記載したような株主間契約上の定めを根拠に、自己の保有する株式と、A 社以外の株主の保有する株式が「内容の異なる株式」とあると主張しました。しかし、H27 東京地判は、「株主間契約による差異は、株式の内容とは直接関係しない株主同士の個別契約によるものであって、それにより生じる差異は事実上のものであり、かつ流動的なものにすぎないのであるから、これらの事情があることをもって、原告以外の株主の株式が原告の株式と内容の異なる株式にあたるということはできない」と判示しました。

かかる判示によれば、会社法上は同一種類の株式とされる株式について、当事者が株主間契約によって取扱いの差異を設けたとしても、それらの株式は依然として同一種類の株式であり、当該株式の新規発行を行うに際しては、当該株式を保有する全ての株主に対して、その保有株式数に応じて株式を平等に与えなければ、法人税基本通達 2-3-8 の要件は満たさないということになります。

(3)A 社の「他の株主等に損害を及ぼす恐れがないと認められる場合」に関するその他の主張

また、H27 東京地判は、本件において、A 社は、A 社以外の株主の利益が株主間契約によって保護されており、増資によっても当該保護された利益を失うことはないから、A 社以外の株主に損害を及ぼす恐れがないという趣旨の主張をしたと整理した上、その主張を排斥しています。すなわち、H27 東京地判は、「他の株主等に損害を及ぼす恐れがないと認められる」か否かは株主間の経済的な衡平が維持されているか否かに照らして判断されるべきところ、「本件増資によって原告が得る株主としての権利は増資前に比して格段に大きなものになるという利益を得るのに対し、原告以外の株主はかかる利益を何ら得るところがない」ことを理由に、「他の株主等に損害を及ぼす恐れがないと認められる場合」に該当しないことは明らかであると判示しました。

かかる判示によれば、仮に他の株主の経済的利益が積極的には毀損されなくとも、引受人が従前に比して大きな株主としての権利（かかる「株主としての権利」の内

TAX LAW NEWSLETTER

容は必ずしも明らかではありません。)を得る場合、なお「他の株主等に損害を及ぼす恐れがないと認められる場合」とは認められないことになります。

さらに、A 社は、株主全員に新株予約権（原文ママ）が与えられ一部失権株主が生じた場合、引受をした株主の株式が有利発行有価証券に該当するとは取り扱われないのが課税実務の運用であると主張しました。この点について、H27 東京地判は、「失権株主がごく僅かであるなど特別な事情があると言える場合にいかに判断すべきかは格別として」との留保を付しながら、他の株主が一切新株予約権を行使しなかったことや、引受人たる A 社が著しく低い引受価額により持株比率を 29%から 97%に増加させたことを指摘し、結局「本件増資により、それまでの両者間の株主としての経済的な衡平が維持されなくなったのは明らかである」として、本件増資により発行された株式が有利発行有価証券に当たるとする判断は左右されないと判示しています。

また、A 社は、本件増資の際に A 社以外の株主にも株式を引き受ける権利が付与されたにもかかわらず行使されなかったのであるから、法人税基本通達 2-3-8 にいう「株主等である法人が有する株式の内容及び数に応じて…新株予約権が平等に与えられ」たことになるとの主張をしました。しかし、H27 東京地判は、本件増資によって経済的な衡平が維持されない状態になったことを指摘し、かかる状態が生じたことは新株予約権が与えられたことによっても左右されないとして、A 社の主張を排斥しています。

4. まとめ

H27 東京地判によれば、会社法上異なる種類の株式のみが法人税法施行令 119 条 1 項 4 号かつ書きの適用対象であって、会社法上同一の種類の株式であれば、株主間契約によって異なる内容が定められていたとしても、法人税法施行令 119 条 1 項 4 号かつ書きの適用対象ではないことになります。また、会社法上は同一種類の株式とされる株式の発行を行うに際しては、当該株式を保有する全ての株主に対して、その保有株式数に応じて株式を平等に与え、かつ、失権株主がごく僅かであるなど特別な事情があると言える場合でなければ、引受人において受贈益課税がなされることになります。

ただし、本件は東京高裁に控訴されており、控訴審での判断が待たれます。

IV. 実務上のポイント

上記で紹介した二件の裁判例は、海外子会社・関連会社株式の発行の引受人である日本企業に対し、有利発行に該当するとして受贈益課税が認められた事例です。海外子会社・関連会社から株式の発行を受ける場合、事業上又は現地法制上の理由から、株式の時価とは異なる価額を新株の発行価額とせざるを得ない状況もあると考えられます。し

TAX LAW NEWSLETTER

かし、上記の裁判例からすると、日本での課税リスクは相当程度あると言わざるを得ません。海外子会社・関連会社から株式の発行を受ける場合、税務の専門家の関与のもとでの慎重な検討が必要になっています。

また、株式有利発行に伴う引受人への受贈益課税の問題については、株主・法人間取引について、法人税法が十分な規定を設けていないことから、上記訴訟で争われていない論点も存在していますので、今後の実務の展開を注視することが必要であると思われます。

文献情報

- 本 『The Private Wealth and Private Client Review, Japan Chapter』
掲載誌 Law Business Research Ltd (2015 年 10 月刊)
著者 大石 篤史、酒井 真 (共著)

- 本 『税務・法務を統合した M&A 戦略<第 2 版>』
掲載誌 株式会社中央経済社 (2015 年 10 月刊)
著者 大石 篤史、小島 義博、酒井 真、小山 浩、藤田 知也、坂尾 陽、
高橋 悠、立川 聡、飯島 隆博、田村 哲也、山川 佳子、山田 彰宏
(共著)

- 論文 「インセンティブ報酬の設計をめぐる法務・税務の留意点〔下〕」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2078
著者 大石 篤史、奥山 健志、小山 浩 (共著)

NEWS

➤ MHM 税理士事務所開設のお知らせ

このたび、当事務所は、MHM 税理士事務所の開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

近時、日本企業のビジネスが複雑化し、また、ニーズが多様化したことにより、税務と法務といった縦割りのサービスではなく、税務と法務の一体的なサービスの提供が不可欠となりつつあります。とりわけ、日本国内において又は国境をまたいで行われる、M&A・グループ内再編、事業再生、オーナー系企業の事業承継等の分野においては、その傾向は顕著となっており、以下のような業務内容について、税務と法務の双方をカバーするサービスの提供のご要望をいただくことが多くなっております。

- ー ストラクチャリング (事業再生案件においては、再生計画・再生スキームの検討を含みます。)
- ー デュー・ディリジェンス

TAX LAW NEWSLETTER

- － 契約書作成や組織再編手続の実行
- － 各種税務申告業務
- － 税務調査対応

MHM 税理士事務所には、森・濱田松本法律事務所（弁護士法人森・濱田松本法律事務所を含みます。）に所属する弁護士、税理士及び公認会計士が中心となって参画する予定です。MHM 税理士事務所は、M&A・グループ内再編、事業再生、オーナー系企業の事業承継等に関する税務サービスを、森・濱田松本法律事務所による法務サービスと一体的に提供してまいります。また、これまで法律事務所では提供することが困難であった、税務デュー・ディリジェンス、税務申告業務といった税務サービスを提供することにより、ワン・ストップ・サービスを実現いたします。なお、今後は、税務分野だけでなく、会計分野におけるサービスを充実させていくことも検討しています。

MHM 税理士事務所は、リーガル・マインドを持って税務業務を遂行することが、その使命であると考えています。ストラクチャリングの場面においては、法令、通達だけではなく、裁判例も十分に踏まえたリスク分析を行うことや、適切な検討が行われたことを証拠化することを重視いたします。また、税務調査の場面においても、証拠収集・私法関係の整理・税法の解釈等に関して、法的な観点からの検討を徹底的に行い、依頼者の皆さまのために最善を尽くす所存です。

MHM 税理士事務所は 2015 年 11 月中の開設を目指しており、東京に主たる事務所が、名古屋と福岡に従たる事務所が、それぞれ設置される予定です。開設日・メンバー等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

➤ Who's Who Legal: Japan 2015 にて高い評価を得ました

Who's Who Legal: Japan 2015 において、日本を代表する弁護士として、当事務所の弁護士 14 名が選ばれました。

Banking 石黒 徹、佐藤 正謙、松村 祐土

Capital Markets 石黒 徹、佐藤 正謙、藤津 康彦、鈴木 克昌

Competition 内田 晴康、伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、眞鍋 佳奈

Construction and Real Estate 佐藤 正謙、小澤 絵里子

Corporate Governance 石綿 学

Corporate Tax 大石 篤史

M&A 内田 晴康、石綿 学、松村 祐土

Private Funds 竹野 康造、三浦 健

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com